

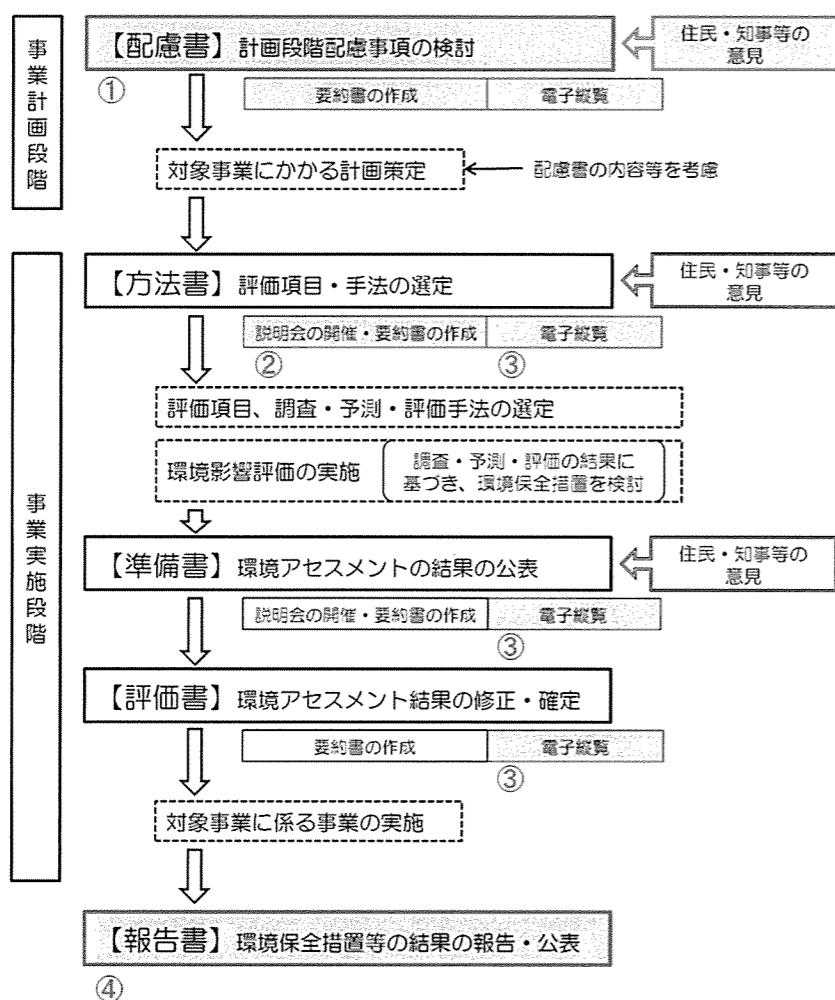
奈良県環境影響評価技術指針の改定等について（概要）

I. 経緯

平成 23 年 4 月に環境影響評価法が改正されたことを受け、県では平成 24 年 11 月に環境審議会（以下「審議会」という。）に「奈良県環境影響評価条例の一部改正について」諮問し、平成 25 年 5 月に答申を得たところです。この答申に基づき、9 月議会に奈良県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の一部改正を上程し、可決されました。

○ 条例改正の概要

- ① 事業のより早期の段階において環境配慮を検討する計画段階配慮書手続の導入
- ② 方法書段階での説明会の開催・要約書の作成の義務化
- ③ 関係図書の電子縦覧の義務化
- ④ 事業完了時の報告書の作成・公表の義務化



○ 技術指針の改定

条例一部改正に伴い、奈良県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）等についても改正を行う必要があるため、平成 25 年 5 月に審議会に「奈良県環境影響評価技術指針の改定等について」諮問し、環境影響評価審査部会（以下「部会」という。）に付議されました。

これを受け、7 月 25 日、8 月 20 日、9 月 9 日の 3 回にわたり部会において審議され、本日中間報告を行います。

II. 技術指針等の位置づけ

1. 技術指針

技術指針については、条例第 4 条において以下のとおり規定されています。

- 知事は、環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な事項に関する指針を定めるものとする。
- 知事は、技術指針を定めようとするときは、審議会の意見を聞くものとする。
(環境影響評価技術指針の改定について準用する。)

2. 奈良県環境影響評価技術指針マニュアル

技術指針に沿って調査・予測・評価を行う際に参考となる基本的な手法等を整理した奈良県環境影響評価技術指針マニュアル（以下「技術指針マニュアル」という。）を定めています。

III. 技術指針等の改正の概要

1. 技術指針

新たに導入された「計画段階配慮書手続」について、「計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針」を新設するとともに、既存の指針についても、配慮書手続を導入したことによる一部改正及びその他の改正を行います。

1) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針（新設）

- 事業実施区域の位置・規模、建造物等の構造・配置に関する複数案を設定。
- 複数案にゼロオプション（事業を実施しない案）を含めるよう努める。
- 調査は原則として既存資料により実施し、必要に応じ専門家からの意見聴取、現地調査を行う。
- 予測は可能な限り定量的に行う。
- 評価は複数案ごとに環境影響の程度の比較により行う。
- 「生態系」については、自然林等のまとまって存在する貴重な自然環境及びこれに対する影響を把握できることとする。（生態系以外の環境要素に関する手法は方法書以降の手続と同様。）

2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針（一部改正）

- 計画段階における検討経緯を整理した上で、地域特性・事業特性を把握する。
- 計画段階において収集した情報・結果を最大限活用する。
- 「騒音」を「騒音（20～100 ヘルツ）及び超低周波音（20 ヘルツ以下）」とする。
- 最新の科学知見を反映するよう努める。
- 専門家等の助言を受けた場合は、専門分野及び所属機関の種別を開示するよう努める。

3) 環境の保全のための措置に関する指針（一部改正）

- 計画段階において複数案の比較を行った場合は、位置等の決定に至る検討内容を明らかにする。
- 事後調査の手法、事後調査・保全措置の終了等の判断は必要に応じ専門家の助言を受ける。

2. 技術指針マニュアル

計画段階配慮書手続については、環境省より「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」が示されたことから、これを参考とすることとし、現行の技術指針マニュアルについては、変更する必要がないことから改正は行いません。